

小原神楽【おばらかぐら】



開催場所

築上郡築上町小原

小原正八幡宮、綱敷天満宮

開催日

H.15年4月29日(小原正八幡宮神幸祭)

H.15年10月9日(小原正八幡宮秋祭)

H.16年1月1日(綱敷天満宮元旦祭)

指定

市町村指定無形民俗文化財

【芸能の概要】

小原神楽は、明治の初め社家神楽が廃止されたとき、築城町伝法寺地区の神官内尾氏が民間に伝えたもので、現在まで絶えることなく続いている。演目は「小神楽」「御先」「岩戸開」を中心に舞っている。囃子・口上は、明治初期のものが忠実に伝わっており、格調高いものとなっている。

【芸能の特徴】

神楽は神官が舞っていたものを、明治初期、社家から一般の氏子に伝授された。近隣には多くの神楽が残っている。小原神楽は豊前岩戸神楽の流れをくみ、舞いはもとより、神楽歌、囃子は最も古い形が受け継がれている。1877(明治10)年頃、伝法寺村(現、築城町大字伝法寺)岩戸見神社の内尾宮司が舞を伝授した小原神楽は、戦争などで舞い手が減少したこともあったが、一部の演目を除き一度も絶やしたことはない。大正初期から昭和の初めが最盛期であり、豊前地方はもとより県内各地、遠くは大阪まで舞に行った記録がある。昭和50年頃からは、各方面から依頼が続く、特に毎年5月初旬の春祭りには日程の調整に苦慮している。昭和27年、隣接の上り松地区でも小原神楽に学び神楽講を創設したが、数年後には小原神楽講と活動を共にすることとなり現在に至る。昭和46年頃、神楽の存続が危ぶまれてきたため、地元に残った若者に神楽伝承を始めて10年ほど活動を続けたが、先輩講員の高齢化のため、新しい後継者の育成に取り組み、地元の小学生に神楽の稽古を勧めた。現在ではその当時の小学生のほとんどは他地域に住むが、その若者たちも祭りの日には帰省して神楽に参加している。現在、地元の小原小学校児童にも定期的に教えている。ここ、約15年間で、地元はもとより遠くは、彦岐、福岡市、北九州市など、約40ヶ所で奉納を行った。最近では、先方からの依頼により一部の演目を、結婚披露宴や老健施設慰問などでも行っている。

【使用する祭具・道具など】

囃子方は、太鼓、笛、チャンガラ(鉦)。笛は7穴(神楽では1穴は塞ぐ)で長さが40cmの手作り。鉦は直径21cm(7寸)の真鍮製。囃子方は昔より口伝え、聞伝えになっているので楽譜は存在しないが、小原神楽では、歴代の囃子方に正確に伝授し、現在まで忠実に伝えている。神輿の道囃子は録音されたテープでも対応できるが、神楽舞の囃子はテープでは絶対とされる。囃子方は常に舞を見ながら舞い手の微妙な動きにも合わせ、演奏しなければならない。従って、囃子方は神楽そのものを舞えなくても、所作の順番を熟知していなければ出来ない。経験が大切で、一人前になるには10年を要するといわれる。

・アクセス

椎田ICより車で5分

JR日豊本線椎田駅より車で10分

・周辺の観光

サン、スポーツランド浜の宮、小原大そてつ(県天然記念物)、いわまる共和国

椎田町ロードレース大会(3月中旬)

いわまる共和国建国祭(4月下旬)

シャンシャン祭り椎田(10月中旬)

椎田町町民文化祭(11月上旬)

・近くの特産品

イチゴ、スイートコーン、レタス、ガザミ(ワタリガニ)、あさり

